

平成14年度

# 情報公開の実施状況をお知らせします

▶問い合わせ＝総務課☎(32)8000☎(32)2165

町が保管している文書について、皆さんから「見せて欲しい」という請求があった場合、その文書をお見せする（開示する）制度のことを情報公開制度といえます。

三好町では、昨年4月に情報公開条例を施行。平成13年4月1日以降の文書を公開対象にした、情報公開制度をスタートさせました。平成14年度の情報公開実施状況をお知らせします。

## ◆開示請求および処理件数は◆

平成14年4月から平成15年3月までの間に町が開示請求を受けた件数は38件。うち9件は、平成13年4月1日より前の文書の開示請求件数で、これは任意的開示申出といわれます。この中で請求された文書の全部、またはその一部を開示したのは表1・表2のとおり34件でした。

## ◆開示されない文書とは◆

情報公開制度において皆さんから請求のあった文書は、原則として公開されますが、次の6項目に該当する情報は公開されません。

- ①法令などの定めにより公にすることができないもの
- ②個人に関する情報で、特定の個人を識別することができることとなるもの、または特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ③法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの
- ④公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあるもの

■表1 平成14年4月から平成15年3月までの開示請求件数および処理状況

単位：件

開示請求	処 理 状 況			
	決 定 の 内 容			不服申立て
	全部開示	部分開示	不開示	
38 (9)	17 (3)	17 (5)	4 (1)	0

■表2 実施機関別の開示請求件数および処理状況

単位：件

実施機関	開示請求	処 理 状 況			
		決 定 の 内 容			不開示
		全部開示	部分開示	不開示	
町長	32 (9)	15 (3)	14 (5)	3 (1)	
総務課	4 (1)	4 (1)			
秘書課	3 (1)	1		2 (1)	
財政課	2	1	1		
交通防災課	2	1		1	
企画課	6 (2)	2	4 (2)		
広報情報課	1		1		
児童課	3 (1)	1	2 (1)		
都市計画課	4 (1)	1	3 (1)		
下水道課	2		2		
土地調査課	2 (1)	1	1 (1)		
環境課	2 (1)	2 (1)			
町民病院	1 (1)	1 (1)			
教育委員会	6	2	3	1	
合計	38 (9)	17 (3)	17 (5)	4 (1)	

※件数のうち（ ）内の数字は、任意的開示申出の件数です。  
なお複数の課に属する請求は、担当する主たる課で計上しています。

⑤町および国などの内部、または相互間における審議、検討などに関する情報で、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの

⑥事務・事業に関する情報で、その性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

このため開示請求された文書の中に、不開示情報が記録されている場合は、不開示情報が記録されている部分を除いて開示されます（部分開示）

平成14年度は、開示請求38件に対して、部分開示が17件、不開示が4件でした。なお部分開示・不開示とした理由および件数は表3のとおりです。

■表3 不開示理由別件数

不開示項目	件数
① 法令秘情報	
② 個人情報	19 (5)
③ 法人等の事業活動情報	2 (2)
④ 公共安全・維持秩序情報	
⑤ 審議等情報	1
⑥ 事務事業情報	3 (1)
不存在（管理するものに該当しない）	2

※不開示件数は重複計上しています。